

## 食品ロス対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、食品ロスの削減のため、新型コロナウイルス感染症対策による県内の学校給食の休止に伴う未利用食品の活用に係る経費に対し、フードバンクをはじめとした団体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかの団体とする。

- (1) フードバンク
- (2) (1)以外の非営利団体

(補助の対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が行う新型コロナウイルス感染症対策による県内の学校給食の休止に伴う未利用食品を集め、それらを必要とする福祉施設等に無償で配分する取組およびそれに付随する事業とする。

(補助額)

第4条 補助額は、別表に定める経費のうち、予算の範囲内で必要かつ相当と知事が認める経費の合計額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る取組結果
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書については、規則第4条の交付決定があった場合、前条に規定する交付申請書および添付書類をもって提出があったものとする。

(補助金の交付決定および額の確定)

第7条 知事は、補助金交付申請書(兼 実績報告書)に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第4条の規定による補助金の交付決定および規則第13条の規定による補助金額の確定を行い、報告を受けた日から30日以内に、補助金の交付決定および額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 第5条第2項のただし書により交付の申請をした補助対象者は、当該補助金の受領後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額等を知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく知事の指示等に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

別表（第4条関係）

経費の種別	対象とする経費	補助限度額
報償費	食品の仕分け、関係団体との連絡調整等に係る協力者等への報償費	1日あたり16,000円とする。ただし、協力者等1人につき、1日あたり上限8,000円とする。
運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の運搬に係る車両借上料</li> <li>・食品の運搬に係る借上車両の燃料費</li> <li>・食品の運搬に係る民間事業者等への 役務費</li> </ul>	<p>（車両借上料） 1日あたり26,000円とする。ただし、借上車両1台につき、1日あたり上限13,000円とする。</p> <p>（借上車両の燃料費） 1日あたり12,000円とする。ただし、借上車両1台につき、1日あたり上限6,000円とする。</p> <p>（役務費） 1日あたり54,000円とする。ただし車両1台につき、1日あたり上限27,000円とする。</p>
保管料	食品を一時的に保管する場所の賃料	1月あたり160,000円とする。ただし、保管場所1箇所につき、1月あたり上限80,000円とする。
備考	補助金交付額は、経費の種別毎に千円未満を切り捨てた額の合計とする。	